

令和元年7月17日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

ヘアアイロンに関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 1件
（うちヘアアイロン1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、 6件
製品起因か否かが特定できていない事故
（うちエアコン2件、自転車1件、ヘアドライヤー1件、
電動アシスト自転車1件、ノートパソコン1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び
消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において、審議を予定して
いる案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

三木電器産業株式会社が輸入したヘアアイロンについて（管理番号：A201900263）

①事象について

学校で、三木電器産業株式会社（法人番号：3120901013449）が輸入したヘアアイロンの電源プラグ部及び周辺を焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品の電源コードの不具合により、ショートし、発煙・発火に至ったものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2016年（平成28年）7月19日にウェブサイトへの情報掲載を行い、対象製品について、無償点検及び部品交換を実施しています。

③対象製品：商品名、品番、製造期間、対象台数

商品名	品番	製造期間	対象台数
ヘアアイロン	AHI-250BK	2015年12月 ～ 2016年5月	20,628
	AHI-250WH		
	AHI-240	2016年1月	
	AHI-248	2016年1月	
	AHI-440	2016年1月	
	AHI-1100	2016年5月	

2016年（平成28年）7月19日からリコール（無償点検・部品交換）を実施
改修率：26.5%（令和元年6月30日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

当該事故（管理番号：A201900263）発生以前の、対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたもの）の件数は、本件のみです。

<対象製品の製造年月の確認方法>

・グリップ部内側（丸で囲まれた部分）に製造年月シールが貼付されています。



AHI-250BK/WH、AHI-440、AHI-1100



AHI-240、AHI-248

- ・製造年月シールの左端に製造年（2桁）、製造月にチェックマークが記載されています。



＜対象製品の電源コード及び電源プラグ部の確認方法＞

以下①及び②の両方に該当する製品はリコール対象製品となります。



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方で、まだ事業者の行う無償点検及び部品交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、電源コードをコンセントから抜いて、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

三木電器産業株式会社 ヘアアイロン相談室
 電話番号：0120(112)101
 受付時間：9時～17時（土・日・祝日を除く。）
 ウェブサイト：<https://onedam.co.jp/support/recall/>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）
 担当：鈴木、柳川、牧野
 電話：03(3507)9204（直通）
 F A X：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室
 担当：橋爪、田代
 電話：03(3501)1707（直通）
 F A X：03(3501)2805

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900263	令和元年6月27日	令和元年7月11日	ヘアアイロン	AHI-250	三木電器産業株式会社 (輸入事業者)	火災	学校で当該製品の電源プラグ部及び周辺を焼損する火災が発生した。 事故の原因は調査中であるが、当該製品の電源コードの不具合により、ショートし、発煙・発火に至ったものと考えられる。	高知県	令和元年7月11日に消費者安全法の重大事故等として公表済 平成28年7月19日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率: 26.5%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900262	令和元年6月27日	令和元年7月11日	エアコン	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	令和元年7月11日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201900264	平成31年4月19日	令和元年7月11日	自転車	重傷1名	当該製品を使用中、転倒し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年7月1日
A201900265	令和元年5月14日	令和元年7月12日	ヘアドライヤー	火災	当該製品を使用中、当該製品から発煙し、周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	静岡県	令和元年6月6日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年7月3日
A201900266	令和元年6月29日	令和元年7月12日	エアコン	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	製造から10年以上経過した製品
A201900267	令和元年7月1日	令和元年7月12日	電動アシスト自転車	火災	当該製品からバッテリーを取り外して充電中、当該製品のバッテリーを溶融し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	広島県	
A201900268	令和元年7月4日	令和元年7月12日	ノートパソコン	火災	事務所で異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において審議を予定している案件

該当案件なし